東京都	南部バス株式会社、岩手県交通株式会社、秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、庄内交通株式会社、宮城交通株式会社、福島交通株式会社、小田急バス株式会社、関東バス株式会社、東京空港交通株式会社、立川バス株式会社、株式会社シティバス立川、東京ベイシティ交通株式会社、千葉海浜交通株式会社、越後交通株式会社、富山地方鉄道株式会社、加越能鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社、京福バス株式会社、福井鉄道株式会社、神姫観光バス株式会社、株式会社中国バス、防長交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社、石見交通株式会社及び一畑バス株式会社
神奈川県	岩手県交通株式会社、羽後交通株式会社、小田急バス株式会社、東京空港交通株式会社、北陸鉄道株式会社及び株式会社中国バス
新潟県	福島交通株式会社、越後交通株式会社、富山地方鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社
富山県	宮城交通株式会社、富山地方鉄道株式会社、立山黒部貫光株式会社、加越能鉄道株式会社、富山地鉄北斗バス株式会社及び北陸鉄道株式会社
石川県	宮城交通株式会社、富山地方鉄道株式会社、加越能鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社、北日本観光自動車株式会社、北陸交通株式会社、小松バス株式会社、京福バス株式会社及び福井鉄道株式会社
福井県	北陸鉄道株式会社、京福バス株式会社及び福井鉄道株式会社
長野県	株式会社シティバス立川及び立山黒部貫光株式会社
岐阜県	富山地方鉄道株式会社、加越能鉄道株式会社及び北陸鉄道株式会社
愛知県	宮城交通株式会社、福島交通株式会社、関東バス株式会社、富山地方鉄道株式会社、加越能鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社、京福バス株式会社及び福井鉄道株式会社
京都府	宮城交通株式会社、福島交通株式会社、関東バス株式会社、富山地方鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社、神姫観光バス株式会社、株式会社中国バス、防長交通株式会社及び一畑バス株式会社
大阪府	宮城交通株式会社、福島交通株式会社、関東バス株式会社、越後交通株式会社、富山地方鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社、京福バス株式会社、福井鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、神姫観光バス株式会社、株式会社中国バス、防長交通株式会社、備北バス株式会社、石見交通株式会社及び一畑バス株式会社
兵庫県	神姫観光バス株式会社、株式会社中国バス、防長交通株式会社、中鉄バス株式会社及び日ノ丸自動車株式会社
奈良県	関東バス株式会社
鳥取県	広島電鉄株式会社、日ノ丸自動車株式会社及び一畑バス株式会社
島根県	広島電鉄株式会社、株式会社中国バス、備北交通株式会社、防長交通株式会社、中鉄バス株式会社、日ノ丸自動車株式会社、石見交通株式会社、一畑電車株式会社及び一畑バス株式会社
岡山県	関東バス株式会社、中鉄バス株式会社、岡山電気軌道株式会社、水島臨海鉄道株式会社、備北バス株式会社、宇野自動車株式会社、中鉄北部バス株式会社、日ノ丸自動車株式会社及び一畑バス株式会社
広島県	広島電鉄株式会社、株式会社中国バス、芸陽バス株式会社、鞆鉄道株式会社、備北交通株式会社、因の島運輸株式会社、本四バス開発株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、防長交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社、石見交通株式会社及び一畑バス株式会社
山口県	防長交通株式会社、サンデン交通株式会社及び船木鉄道株式会社
愛媛県	株式会社中国バス、鞆鉄道株式会社及び本四バス開発株式会社
高知県	株式会社中国バス
福岡県	株式会社中国バス、防長交通株式会社、サンデン交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社及び一畑バス株式会社
長崎県	五島自動車株式会社
沖縄県	沖縄バス株式会社

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者古都昇の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年11月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成26年12月９日

４　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、宮城労働局の関係労働者を代表する者菊池仁の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年11月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年12月12日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　宮城労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、東京労働局の関係労働者を代表する者近藤照恭の死去に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年11月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、東京労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年12月12日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　東京労働局職業安定部雇用保険課